

東北地方太平洋沖地震災害支援等石狩市対策本部の設置について

第1 設置

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震により被災した地域に対する支援について協議し、石狩市として一体的な対応を行うため、「東北地方太平洋沖地震災害支援等石狩市対策本部」(以下「支援対策本部」という。)を設置する。

第2 組織及び所掌事務

- 1 支援対策本部に本部長及び副本部長、本部員を置く。
- 2 本部長は市長とし、副本部長は、副市長、教育長、常勤監査委員をもって充て、本部長を補佐する。
- 3 本部員は、石狩市部設置条例に規定する部及び行政委員会並びに議会事務局の長とする。
- 4 本部員及び各部は、第 4 に掲げる支援活動を実施するため、別紙 1 のとおり事務を分担する。

第3 会議

- 1 本部長は、第 4 に掲げる支援活動等を実施するため、必要に応じ支援対策本部会議を招集し、その会議を掌理する。
- 2 支援対策本部会議には、必要に応じ本部員以外の者を出席させることができる。
- 3 本部長は、必要に応じ支援対策本部会議とは別に、関係する本部員及び関係職員を召集し、会議を開催することができる。

第4 支援活動

支援対策本部は、関係機関及び各団体と協力し各種の支援活動に当たる。

- (1) 義援金については、日本赤十字社及び共同募金会の募金活動に応じ実施する。
- (2) 物資の支援については、北海道が呼びかける「東北地方太平洋沖地震に係る道外被災県への救援物資支援について」に応じ、市内各種団体等の協力のもと市が取りまとめる。
- (3) 人的な支援については、北海道等公的機関の要請に応じ市職員等を派遣する。
- (4) 被災地から市内に避難された方については、衣食住全般について相談と支援を実施する。
- (5) その他必要な支援として、支援対策本部が決定した事項。

第5 市民生活への対応

支援対策本部は、東北地方太平洋沖地震災害に係る市民生活への影響について、十分調査するとともに、市民の要望、意見、相談に応じる。

第6 その他

支援対策本部は、本部長が必要と認める期間設置するとともに、上記に定めるもののほか、対策本部の運営に関し、必要な事項は、本部長が定める。

附則

この支援対策本部は、平成 23 年 3 月 22 日から設置する。

【参考】市内各種協力団体等

石狩市社会福祉協議会、石狩市連合町内会連絡協議会、石狩商工会議所、石狩商工会議所青年部、石狩青年会議所、石狩北商工会、石狩市農業協同組合、北石狩農業協同組合、石狩湾新港企業団地連絡協議会、協同組合石狩新港卸センター、石狩ライオンズクラブ、札幌はまなすロータリークラブ、国際ソロプチミスト石狩、NPO 法人ひとまちつなぎ石狩、石狩市建設事業協会、石狩消費者協会、石狩北部消防事務組合、自治労石狩市職員労働組合、その他支援に協力する団体

【別紙 1】

本部長:市長



副本部長:副市長・教育長・常勤監査委員



本部員

対策部	対応部	業務内容
●総務対策部	総務部 保健福祉部	1 本部の庶務に関する事。 2 各対策部の連絡調整に関する事。 3 関係機関(国・道・警察署・消防・市議会などの公的機関)との連絡調整に関する事。 4 職員の動員及び被災地への職員の派遣等に関する事。 5 義援金に関する事。* 保健福祉部は、社会福祉協議会との連絡調整に関する事。 6 その他の対策部に属さない事。
	企画経済部 同市長政策室	1 市民の声への対応に関する事。 2 広報に関する事。 3 報道機関との連絡調整に関する事。 4 記録写真の収集・保存に関する事。
	市民生活部	1 住民登録等に関する事。 2 町内会、自治会への広報に関する事。
●財務対策部	財政部 市長政策室	1 財政措置に関する事。
●支援物資対策部	総務部 財政部	1 支援物資の取りまとめ、搬送に関する事。 2 支援物資の受入れ、保管・管理に関する事。
	企画経済部 市民生活部	1 経済団体等との連絡調整に関する事。 2 市民の不要不急な物資購入自粛の啓発に関する事。 3 市内小売店の生活物資の流通状況調査に関する事。
●避難者対策部	保健福祉部 市民生活部	1 避難者の受け入れ調整に関する事。 2 受け入れ避難者の生活支援に関する事。 3 受け入れ避難者の健康・医療の支援に関する事。 * 市民生活部は、国民健康保険、高齢者・障害者医療等に関する事。 4 受け入れ避難者の福祉施設入所に関する事。 5 受け入れ避難者の在宅福祉サービスの提供に関する事。
	建設水道部	1 避難者への市営住宅の入退去に関する事。

		2 避難者へ公的住宅の情報提供に関する事。
	企画経済部	1 仮設住宅に関する事。 2 受け入れ避難者の就労に関する事。
	教)生涯学習部	1 受け入れ避難者の就学に関する事。
●支援ボランティア対策部	保健福祉部	1 ボランティアに関する事。

注1 厚田、浜益支所については、地域の対応として全般について各部との連携を図る。

注2 支援対策本部会議で決定した内容については、議会事務局にあつては市議会議長はじめ各議員に、農業委員会事務局にあつては農業委員会委員に、教育委員会事務局にあつては教育委員に、監査事務局にあつては監査委員に必要な事項について責任をもって伝達等を行なうこと。

東北地方太平洋沖地震に係る石狩市の対応状況（平成23年3月22日現在）

年 月 日（時間）	対 応 項 目（事 象）
3月11日（金）14時 46分頃 14時49分 14時48分 15時00分 21時35分	<ul style="list-style-type: none"> ●三陸沖（北緯 38, 0 度、 東経 142, 9 度 牡鹿半島の東南東 130 km付近）深さ約 10 km、マグニチュード 9, 0 震度 7（宮城県北部）他の地震発生 ●岩手、宮城、福島、茨木の各県に津波警報発令 ●石狩地方 震度 3 を観測 ●市内各公共施設の点検、道路パトロールの実施 ●北海道日本海沿岸北部津波注意報発令 石狩湾新港、海岸線、道路、橋梁、傾斜地について、新港管理組合、石狩消防署、市建設部、支所において巡回（異常なし）*石狩湾新港漁組前潮位最大 40 cmを観測 ●防災担当職員庁舎内待機（総務部）⇒12日夕方まで
12日（土） 16時 20時20分	<ul style="list-style-type: none"> ●石狩北部地区消防事務組合第1次緊急消防援助隊に参加1隊6人 14日～宮城県石巻市で活動 ●北海道日本海沿岸北部津波注意報 解除
14日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ●北海道等から物資、人的支援の可能性調査あり
15日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ●義援金の受付開始*日本赤十字社等の活動に呼応 *市役所、支所、花川北・南・八幡コミュニティセンター等市内11箇所に募金箱を設置 ●当別町が姉妹都市宮城県大崎市に支援する物資を（防災備蓄品）提供
16日（水）13時00分	<ul style="list-style-type: none"> ●当別町「宮城県大崎市」に向け支援物資の運送 「石狩市提供物資」 ①毛布 500枚 ②オムツ(大人用) 同(子ども用) 約130袋(30～51枚入り) ③生理用品 約700枚(32枚入り) ④パンの缶詰等食料品 4,200食 ⑤マスク 3,000枚 ⑥衛星携帯電話 3台(当別町職員連絡用)
17日（木）15時00分	<ul style="list-style-type: none"> ●東北地方太平洋沖地震災害支援物資取扱会議開催（市401・402会議室） 石狩市社会福祉協議会、石狩商工会議所、石狩商工会議所青年部、石狩青年会議所、石狩湾新港企業団地連絡協議会、石狩市農業協同組合、石狩ライオンズクラブ、札幌はまなすロータリークラブ、国際ソロプチミスト石狩、NPO法人ひとまちつなぎ石狩、石狩市建設事業協会、石狩消費者協会、石狩市連合町内会連絡協議会、石狩北部消防事務組合、自治労石狩市職員労働組合 ●被災地域からの避難者情報 ①福島県いわき市の社会福祉法人職員2人同子1人、施設入所者等6人が職員の親宅に避難しているとの情報有り=18日（金）保健福祉部等で状況を確認。*子供等の衣類が必要とのことで、協力することとした。当面は住居の応援は不要とのこと。
18日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ●支援物資の受け付け開始（場所：石狩市防災保安センター） ●被災地域からの避難者情報

	<p>②息子宅に気仙沼市から高齢者1人*生活支援相談あり</p> <p>③いわき市から親子2人*各種相談あり</p>
<p>19日(土)</p> <p>15時40分</p>	<p>●19日～21日 庁舎及び保安センターに職員待機 (総務部・建設水道部・市長政策室、財政部)</p> <p>●北海道によるフェリー便に支援物資第1便を提供 「提供物資」 水500ml24本入×100箱 ②米1,200kg(40袋) ③マスク50,000枚</p>
<p>22日(火)</p> <p>12時15分</p>	<p>●東北地方太平洋沖地震災害支援等石狩市対策本部を設置</p> <p>●北海道緊急消防援助隊第1次隊の帰着、第4次隊の出発、市職員の派遣出発式 ・第1次隊の帰着(12日～18日)、第4次隊の出発(22日～27日) 活動地域は宮城県石巻市、市職員の派遣(建設水道部水道室下水道課職員2名 23日～31日)</p>

食中毒対策に関する報告

1 岩見沢市の食中毒に関する経緯・経過について

(1) 2月14日(月)

- ① 下痢、腹痛を訴えた児童・生徒数 925人
 - 小学校7校の児童844人
 - 中学校2校の生徒81人
 - そのうち入院8人 - 4人からサルモネラ菌検出
- ② 原因調査
 - 岩見沢保健所 - 集団食中毒の疑い、感染源の特定(調理所の立ち入り、検便:医療機関、児童・生徒)
 - 岩見沢市教委 - 市立岩見沢共同調理所の10日の給食が原因の可能性
 - ・ 9校の学校閉鎖

(2) 2月23日(水)

- ① 岩見沢保健所 - サルモネラ菌が原因の食中毒と断定
 - 9日の「ブロッコリーサラダ」と発症者29人の便から「サルモネラ・エンテリティデス」が検出され遺伝子も一致
 - 岩見沢市教育委員会教育長に処分命令と指導

(3) 2月24日(木)

- ① 岩見沢保健所
 - 調理器具の消毒が不十分だったことが被害を拡大した可能性が高い
 - ・ 釜の金属製の棒(アームシャフト)からも同型の菌が検出
 - 感染経路を特定できない
 - ・ 「ブロッコリーサラダ」を作る際、ニンジンの隣にあった鶏肉から菌が紛れ込んだ可能性も指摘

(4) 2月24日(木)

- ① 岩見沢保健所
 - 共同調理所は老朽化し施設の不備が食中毒の原因の一つと指摘
- ② 岩見沢教委
 - 調理所を2014年に新設予定(市内3ヶ所を統合)
 - 検証チームの設置

(5) 2月28日(月)

- ① 改善計画書(23項目)を岩見沢保健所に提出(27日)
 - 手洗い場の改修及び新設
 - 床(乾いた状態を保つ)
 - 衛生管理マニュアルの見直し
 - ・ 釜などの大型設備の洗浄・殺菌方法を明記
 - 改善費用 20,000千円
- ② 共同調理所職員の講習会の開催

※ 発症者累計 1,500人超、入院患者累計 18名

※ 二次感染者 50人

2 北海道の指導・学校給食施設の一斉点検について

- (1) 学校給食における衛生管理の徹底について（通知：2月16日付け）
「学校給食における食中毒防止のための衛生管理指導重点事項について」
 - ① 学校給食調理従事者の健康管理に関する指導
 - 検便（2回／月）
 - 個別健康記録表による健康管理
 - ② 学校給食調理従事者の手洗いに関する指導
 - ③ 二次汚染の防止に関する指導
 - ④ 学校給食調理従事者の専用便所の衛生管理に関する指導
 - ⑤ 栄養教諭等や学校給食調理従事者をはじめとする研修会の実施
- (2) 学校給食施設の一斉点検
 - ① 3月実施施設
江別市、石狩市、北広島市
 - ② 石狩市学校給食センター
3月23日（水）午前9時30分

3 石狩市学校給食センターの対応及び施設の状況について

- (1) 石狩市の対応
 - ① 調理員への注意喚起（2月14日午後のミーティング）
 - ② 部長の指示（2月15日午前）
 - ③ 調理員の指導（2月15日午後）－ 栄養教諭
 - 「学校給食調理場における手洗いマニュアル」等を配布
 - 「衛生管理マニュアル」（石狩市で作成）などで指導
 - ④ 北海道の通知に基づき再度指導（2月17日）－ 栄養教諭
- (2) 学校給食センターの施設の状況
 - ① 各給食センターに指示（保健所の指導項目、衛生管理基準等）
 - ② 教育長、部長等と協議（3月10日）
 - ③ 市長と協議（3月11日午前）
 - ④ 改善箇所の現地調査（教育長、部長等 3月11日午後）
 - 第2給食センターの肉、卵、魚等の搬入口の改修
 - 〃 〃 の厨房内の換気扇の改修等
 - ⑤ その他、修繕ヶ所や管理基準に基づき優先順位を決め対策を講じる